# 三次市学習用「タブレット端末活用のルール(家庭学習編)」

令 和 3 年 6 月 三次市教育委員会

三次市では、児童生徒のみなさんに一人 1 台の学習者用タブレット端末(iPad)の貸し出しを行います。この学習者用タブレット端末(iPad)を授業や家庭学習などいろいろな場面で活用していきます。

タブレット端末は、みなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、 心配されることもたくさんあります。そのため、この「タブレット端末活用ルール(家 庭学習編)」を守り、タブレット端末を「安全・安心・快適」に活用していきましょう。 大切に扱うことを約束し、なくしたり、わざと落としたり、水にぬらしたりしないよ う十分に気をつけましょう。

※ このルールの「タブレット端末」は、学校から貸し出したものを表しています。

### 1 家庭でタブレット端末を使う目的

□ タブレット端末は、家庭学習のために使うことが目的です。ゲームや学習に関係ない 動画の閲覧など、学習活動に関わること以外に使ってはいけません。

# 2 タブレット端末を使用するときに注意すること

- □ 画面操作は、指や専用のタッチペンを使いましょう。(えんぴつやシャープペンシル などでふれたり、落書きしたり、磁石をつけるなどは絶対にしてはいけません。)
- □ 投げたり、落としたり、持ったまま走ったりしないようにしましょう。
- □ タブレット端末を使う時間帯を決めましょう。
  - ※ タブレット端末は、次の時間は、インターネットへの接続ができない ように設定してあります。

小学生 ··· 午後10:00~翌朝 午前6:00 中学生 ··· 午後11:00~翌朝 午前6:00

- □ 使う時間は家の人とよく話し合い、長い時間使わず、細かく休けいしながら使いましょう。
- □ 寝る時刻の30分前には、使うのをやめるようにしましょう。
- □ 水をかけたり、湿気の多いところでは使わないようにしましょう。また、日光が強く 当たる場所や、ストーブの近くなどには置かないようにしましょう。

#### 3 健康のために

- ロ タブレット端末を使うときは、正しい姿勢で、画面に近付きすぎないように気をつけましょう。
- □ 30分に一度は遠くを見るなど、ときどき目を休ませましょう。

# 4 安全な使用について

- □ インターネットは正しく使えば学習を広めたり深めたり、生活を便利にすることができますが、中には、あやしいサイトもありますので、先生や家の人とインターネットを使うときの約束をきちんと決めましょう。あやしいサイトに接続してしまったときは、タブレット端末を閉じ、家の人に知らせましょう。
- □ 学習に関係ないサイトには接続できないように設定してあります。
- □ インターネットに接続した記録は保存し、適切に管理しています。

### 5 個人情報など

- □ 自分のタブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしてはいけません。
- □ 自分や他人の個人情報(名前,住所,電話番号,アカウント,パスワードなど)は, インターネット上で絶対に教えてはいけません。
- □ SNS (例「Twitter (ツイッター)」「Facebook (フェイスブック)」「LINE (ライン)」など) には、相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは、絶対に書き込んではいけません。

# 6 カメラでの撮影

- □ 先生が許可したとき以外は、カメラは使わないようにしましょう。
- □ カメラで人物や人の家, 持ち物などを撮影したりするときは, 勝手に撮らず, 必ず撮影する相手や場所の許可をもらいましょう。

### 7 データの保存

□ タブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータは、学習活動 で先生が許可したものだけを保存しましょう。

#### 8 不具合や故障について

- ロ インターネットに接続できなくなったり、アプリが消えてしまったりした場合は すぐに学校に連絡しましょう。
  - ※ 故意にアプリの追加や削除はできないように設定してあります。
- □ 故障や破損、紛失・盗難があった場合は、すぐに学校に連絡しましょう。
  - ※ 故意に故障や破損させた場合は、弁償してもらう場合があります。